

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 田中 和末

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

教育部

教育政策課、生涯学習課、人権教育課、学校教育課、学校給食課

中央図書館、新南陽図書館、福川図書館、熊毛図書館、鹿野図書館

2 監査の範囲

平成28年（一部平成27年）4月から平成28年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年1月25日から平成29年4月25日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

生涯学習課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	補助金の交付決定について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

イ	指摘事項	施設の使用許可について、周南市教育委員会職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	今後は同職務権限規程に基づく決裁をします。

(2) 収入事務

ア	指摘事項	行政財産目的外使用料等について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額の徴収及び還付の処理をしました。
イ	指摘事項	行政財産目的外使用料等について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。
	措置状況	今後は適正に記載します。
ウ	指摘事項	公民館使用料等について、周南市会計事務規則に定められた期間を超えて金融機関に払い込まれているものがあった。
	措置状況	今後は定められた期間内に払い込みます。
エ	指摘事項	公民館使用料の還付について、周南市公民館条例に基づく手続きがされていないものがあった。
	措置状況	今後は適正な手続きにより処理します。
オ	指摘事項	公民館使用料について、調定年度を誤っているものがあった。
	措置状況	今後は適正に調定します。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。

人権教育課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	行政財産目的外使用料について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。
	措置状況	今後は適正に記載します。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。

学校教育課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	旅行命令書について、周南市教育委員会職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	旅費の支給について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による旅費との差額の返還を受け、戻入処理をしました。
イ	指摘事項	補助金の交付決定について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による交付決定額との差額の返還を受け、戻入処理をしました。

(3) 契約事務

ア	指摘事項	委託契約について、周南市契約事務規則に基づく手続きがされていないものがあった。
	措置状況	今後は適正に手続きを行います。

(4) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。

学校給食課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	物品購入について、周南市契約事務規則に基づく手続きがされていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正に手続きを行います。

新南陽図書館

(1) 収入事務

ア	指摘事項	図書館資料複写手数料について、周南市会計事務規則に定められた期間を超えて金融機関に払い込まれているものがあつた。
	措置状況	今後は定められた期間内に払い込みます。